

さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する指針

平成 26 年 2 月

さいたま市

目 次

1	外郭団体改革の必要性	1
2	これまでの外郭団体改革の成果と今後の課題	1
	(1) 外郭団体改革の経緯	1
	(2) 外郭団体改革の成果	1
	① 経営が悪化した団体の経営再建	
	② 外郭団体の統廃合	
	③ 市派遣職員の削減	
	④ 市補助金の削減	
	(3) 外郭団体改革における今後の課題	3
	① 更なる経営改善	
	② 効率的、効果的な事業運営	
	③ ガバナンスの強化	
	④ 人材の確保、育成	
3	外郭団体改革の課題を踏まえた取組方針	5
	(1) 取組の方向性	5
	(2) 対象とする団体	5
	(3) 取組期間	5
	(4) 各団体に共通する取組方針	5
	① 健全経営の維持と効率的、効果的な団体運営	
	② 人員の適正な確保	
	③ 人材育成	
	(5) 各団体の位置付けと取組方針	7
	① 自立的経営を維持する団体	
	② 経営効率化を図る団体	
	③ 経営健全化を推進する団体	
4	方針に基づく取組	12
5	各団体の重点取組目標	13

1 外郭団体改革の必要性

外郭団体(※1)は、市の施策目的実現のため、「市を補完する団体」として設立され、市が直接実施するよりも機動的、柔軟に事業を展開することができることから、市の施策と連携を図りながら、市民サービスの提供や地域の活性化等に重要な役割を果たしてきました。

しかし、社会経済情勢が変化する中で民間事業者の活動範囲も広がり、市の施策を実現するため、「民間ではできない」公共サービスを市と連携して担うという使命や役割が薄れている外郭団体も見られるようになってきました。

このような状況から、外郭団体の役割や現状を再検討し、必要に応じて外郭団体の統廃合等を行うとともに、引き続き存続する外郭団体においては、サービスの質や効率性を高めるなどの改革を行っていくことが必要となっています。

- ※1 本市は、以下のいずれかに該当する法人を外郭団体と定義しています。
- ① 本市が当該団体の基本財産等の25%以上を出資、出捐している法人
 - ② ①以外で、本市の人的・財政的関与がある法人

2 これまでの外郭団体改革の成果と今後の課題

(1) 外郭団体改革の経緯

本市では、平成16年度に「外郭団体の改革及び運営に関する指針」(以下「改革指針」という。)、平成20年度に「公益法人制度改革を踏まえた外郭団体改革の基本方針」、平成21年度に「さいたま市外郭団体改革プラン」(以下「改革プラン」という。)を策定し、外郭団体改革を推進してきました。

これまでの取組では、公益性や市の関与の必要性などの観点から、外郭団体の役割や事業をゼロベースで見直し、「民間にできることは民間に」という考えに基づき、団体の統廃合等を行うとともに、より公益的な分野を担う団体へとその役割をシフトさせることなどを進めてきました。

また、市からの職員派遣や補助金支出など市の人的・財政的な関与についても、団体経営の自主・自立化を促すための見直しを行ってきました。

更に、平成21年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面的に施行され、外郭団体等の経営状況が市の財政に重大な影響を及ぼすこととなったことも踏まえ、経営が著しく悪化している団体について、「改革プラン」に基づく抜本的な経営再建を実施しました。

(2) 外郭団体改革の成果

これまでの外郭団体改革の主な成果としては、次のものが挙げられます。

① 経営が悪化した団体の経営再建

岩槻都市振興(株)及び与野都市開発(株)は、経営が悪化したことから、

外部の有識者で構成する「さいたま市外郭団体経営改革推進委員会」の提言を受け、経営再建を行いました。

岩槻都市振興（株）は、平成 21 年度に、RCC 企業再生スキーム（※2）を活用することで負債の圧縮、財務リストラを行いました。現在は、テナント確保のための営業活動強化等による収益の安定化を図っています。

与野都市開発（株）は、平成 22 年度に、市が民間事業者の保有する債権を買い取ることにより、返済負担の軽減等を行いました。現在は、人件費の抑制やビル管理経費の縮減等による収支バランスの確保を図っています。

※2 株式会社整理回収機構（RCC）内に、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、企業財務会計専門コンサルタント等の構成により設置された「企業再生検討委員会」において、合理的であると承認された再生計画に沿って経営再建を行う手法。

② 外郭団体の統廃合

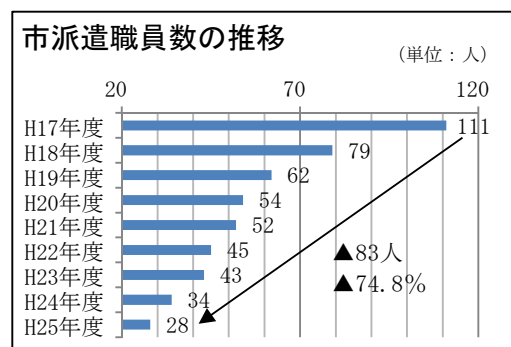
本市では、個々の外郭団体の設立目的や担うべき役割を見直し、社会経済情勢の変化等によりその目的が希薄化した団体や役割が重複する団体を統廃合した結果、平成 16 年度末に 26 団体あった外郭団体は、平成 25 年度には 15 団体となりました。

【外郭団体数の推移】

年 度	団体数	統廃合等により削減された団体
平成 17 年度	24 団体	(財) さいたま市勤労者福祉サービスセンター (財) さいたま市環境衛生事業協会
平成 18 年度	23 団体	(株) 大宮生鮮食料品低温貯蔵センター
平成 19 年度	22 団体	(財) さいたま市学校給食協会
平成 22 年度	21 団体	(財) さいたま市公立施設管理公社
平成 23 年度	17 団体	(財) さいたま市在宅ケアサービス公社 (財) 浦和パーキングセンター (財) さいたま市国際交流協会 浦和総業（株）
平成 24 年度	16 団体	浦和商业開発（株）
平成 25 年度	15 団体	さいたま市土地開発公社

③ 市派遣職員の削減

市による過度の人的関与は、外郭団体の市への依存心を高め、自主的な団体経営やプロパー職員（※3）の人材育成を損なう可能性があることから、段階的に市派遣職員の削減を実施した結果、平成 17 年度に 111 人いた外郭団体への市派遣職員は、



平成 25 年度には 28 人となりました。

※3 期間の定めのない雇用契約により働く職員（いわゆる正職員、正規職員）。

④ 市補助金の削減

外郭団体への補助金については、その根拠となる公益性や効果などを検証しながら削減に取り組んだ結果、「改革指針」に基づく改革では約 7 億 8 千万円、「改革プラン」に基づく改革では約 1 億 7 千万円の市補助金を削減しました。

廃止年度	団体名
H18 年度	さいたま市文化振興事業団
H21 年度	さいたま市浦和地域医療センター
	さいたま市都市整備公社

(3) 外郭団体改革における今後の課題

本市では、これまでの外郭団体改革により多くの成果が得られましたが、次のような課題が見受けられるなど、引き続き課題解決や経営改善に向けた取組が必要です。

① 更なる経営改善

本市では、改革に取り組んだ結果、外郭団体の経営基盤強化等が図られてきましたが、指定管理者制度(※4)による公の施設の管理を主たる業務とする団体にあっては、市の原則公募制の下で民間事業者との競争が行われ、また、公益法人制度改革(※5)により一般財団・社団法人に移行した団体は、原則課税となるなど、その経営環境は厳しさを増しています。

各団体においては、組織・人員体制や今後の事業計画等は無駄や無理が生じていないかなどを十分にチェックするとともに、必要に応じてその見直しを行い、経営体質をより一層強化していく必要があります。

また、各団体の職員が、日常業務の中で常に改善を行い、業務内容等をより良くしていく組織風土を確立し、コスト削減や効率性、成果などに対する意識を高めていく必要があります。

※4 公の施設（市民会館、体育館、公園、福祉施設など）の管理を、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者等を含む。）に委ねることができる制度。

※5 平成 20 年 12 月から本格施行された公益法人制度改革関連 3 法により、従来の社団、財団法人等に相当した法人が、「一般社団法人」、「一般財団法人」として位置付けられることとなり、また、そのうち公益目的事業比率が 50%以上などの基準を満たす公益性の高い法人は、申請により「公益社団法人」、「公益財団法人」として認定されることとなりました。

② 効率的、効果的な事業運営

「改革プラン」の取組のうち、目標を達成できなかったものとしては、補助金の削減や収益の拡大など、財政効果に関するものが多く見られ、これらの改

善が引き続き必要となっています。

今後も各団体は、現在実施している事業について、その必要性や有効性、費用対効果などの観点からチェックを行い、事業そのものの廃止や見直しを行うことで、社会経済情勢や市民ニーズの変化等に柔軟に対応できるようにするとともに、その実施手法についても見直しを行い、効率的、効果的な事業運営を図る必要があります。

③ ガバナンスの強化

外郭団体は、市から独立した法人格を有する団体であり、行政が実施するよりも柔軟かつ効率的な運営が期待されていることから、団体自らの責任と能力で自主・自立的な経営をしていくことが原則です。

しかし、外郭団体の事業は、市の施策などに関わりがあり、市民サービスを直接提供することも多いことから、市は、出資者としての市の責任を果たしていくためにも、引き続き適切な指導・監督を行う必要があります。

また、団体自らも、運営に当たっては、内部統制の体制構築やコンプライアンス関係規程の整備など、不適正な行為の防止、会計業務に関するガバナンス強化などに不断の取組を行う必要があります。

④ 人材の確保、育成

外郭団体が、経営改善や効率的、効果的な事業運営を行うためには、職員一人ひとりによる自発的な取組が欠かせません。

各団体においては、団体運営に資する知識や経験を有する多様な人材を確保するとともに、資格取得や外部研修などによる人材の育成を図り、職員の能力やサービスの質などを高める取組を続ける必要があります。

また、これまでは、団体の人件費の抑制や組織のスリム化などを図るため、プロパー職員の採用を極力控えてきましたが、団体を構成するプロパー職員の年齢構成に空白の年代が生じたり、平均年齢の上昇や定年等による管理職ポストの後継者不足が生じたりするなど、将来の団体運営に支障を来す可能性もあることなどを踏まえ、今後の対応を検討する必要があります。

3 外郭団体改革の課題を踏まえた取組方針

(1) 取組の方向性

平成 21 年度から平成 24 年度を改革期間とした「改革プラン」では、外郭団体の役割や事業をゼロベースで見直し、団体の廃止や統廃合などを行うことにより、4 年間で改革前の団体数の 4 分の 1 以上を削減する抜本的改革を実施しました。

さらに、公益法人制度改革により、本市の財団法人及び社団法人である外郭団体は、各団体の公益性に応じて一般法人又は公益法人のいずれかに移行するなど、その基本的なあり方について、一定の整理ができたものと考えています。

本指針は、これまでの改革によって整理してきた団体のあり方等を引き継ぎながら、それぞれが健全な団体運営を堅持し、持続することに重点を置いた具体的取組を示すものです。

(2) 対象とする団体

本指針は、「さいたま市外郭団体指導要綱」に定める 15 団体を対象とします。

対象とする団体一覧

公益財団法人さいたま市体育協会	公益財団法人さいたま市公園緑地協会
公益財団法人さいたま市文化振興事業団	一般財団法人さいたま市都市整備公社
一般財団法人さいたま市浦和地域医療センター	与野都市開発株式会社
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会	北浦和ターミナルビル株式会社
社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	岩槻都市振興株式会社
公益社団法人さいたま市シルバー人材センター	一般財団法人さいたま市土地区画整理協会
公益財団法人さいたま市産業創造財団	一般財団法人埼玉水道サービス公社
公益社団法人さいたま観光国際協会	

(3) 取組期間

本指針の取組期間は、平成 25 年度から平成 28 年度までとします。

(4) 各団体に共通する取組方針

① 健全経営の維持と効率的、効果的な団体運営

市の施策と密接に連携した事業を実施するなどの公益的な性格を有しながら、市とは異なる法人格を有する外郭団体は、地域の活性化や市民サービスの提供等において重要な役割を果たす一方で、非効率的な団体運営や不安定な経営などが、社会的に大きな問題として取り上げられることもあります。

本市では、積極的に外郭団体改革に取り組んできた結果、団体の統廃合などによる外郭団体の再編、市による人的・財政的な関与の見直しなど、その成果を上げてきましたが、引き続き団体の健全経営の維持に取り組みます。

さらに、団体の経営や事業の更なる効率化に引き続き取り組むとともに、有効性や必要性、効果などの観点から事業のスクラップ・アンド・ビルドなどを進めることで、団体が、その使命をより効率的、効果的に遂行できる体制を作り上げることを目指します。

なお、公益性の高い事業を実施している団体については、収支の均衡が見込めない事業もあることから、団体の公益性や収益性によっては、効率的、効果的に事業を実施するための努力が最大限行われていることを前提に、団体の独立性（自主・自立）を損なわないよう留意しながら、市による必要な支援等を検討します。

② 人員の適正な確保

プロパー職員の新規採用については、人件費などが将来にわたる団体の財政的負担となり、経営に重大な影響を及ぼすことから、市との事前協議制とし、団体の経営状況、将来の事業の見込み、組織・人員体制の見直し余地、嘱託・契約職員や臨時職員の活用可能性などを慎重に考慮して、必要やむを得ないと判断された場合にのみ行ってきました。

しかし、外郭団体が、独立した法人として、将来に向けて事業を安定的に遂行するためには、業務量に応じた適切な人員を確保する必要があることから、プロパー職員の新規採用については、管理職の育成など、団体の存続や事業の継続性等も踏まえて検討します。

また、民間の感覚やノウハウを取り入れ、効率的、効果的な団体運営を図るため、引き続き民間経験者の活用を推進していきます。

なお、市OBについては、市職員として培った知識や経験が、団体の運営に資すると考えられる場合には、採用時の透明性、公正性等を確保した上で、その活用を検討します。

③ 人材育成

外郭団体が、社会経済情勢や市民ニーズの変化等に柔軟に対応し、質の高いサービスを提供していくためには、組織の基礎である職員の能力を高めることにより、将来にわたって団体運営を担う人材を育成することが欠かせません。

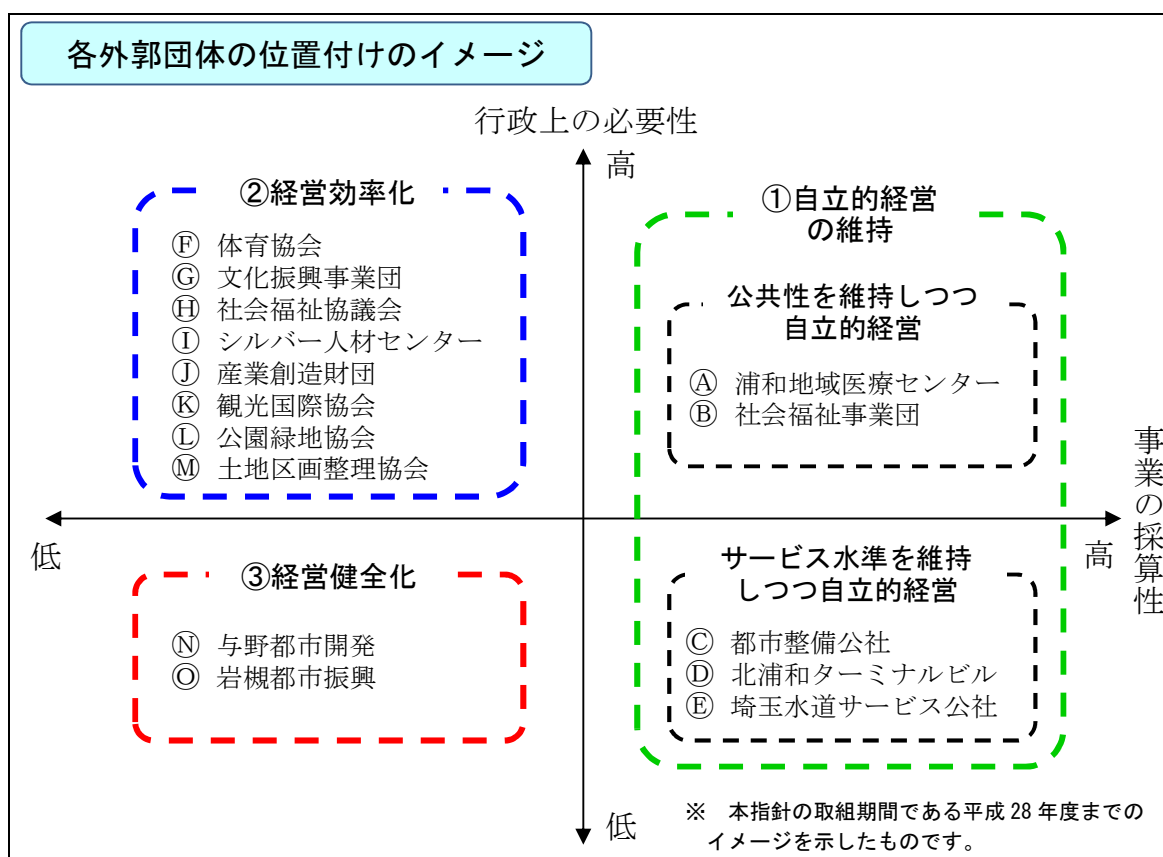
人材育成に当たっては、各団体の求める人材像を明確にし、事業内容や特性に応じて、団体ごとに研修を行うほか、現在行われている外郭団体職員の合同研修の充実を図っていきます。

さらに、異なる環境での就労経験や人的交流を通じた有用な知識の共有、職

員の意欲の維持・向上、組織の活性化などに資する仕組みづくりを推進するために、団体間の人事交流や市と団体との人事交流等についても検討を行います。

(5) 各団体の位置付けと取組方針

各団体の位置付けは、行政上の必要性、事業の採算性など、団体の特性に合わせて、①自立的経営を維持する団体、②経営効率化を図る団体、③経営健全化を推進する団体の3つに区分することができます。



①「自立的経営を維持する団体」には、事業全体を通じて採算を見込むことができる団体を位置付けます。

運営補助金を交付されていないなど、市からの支援が少なく、現在でも自立的な経営が行われていますが、随意契約による市委託料の削減、市の出資割合の引下げなど、更なる自立的経営を目指します。

②「経営効率化を図る団体」には、公益性の高い事業の占める割合が高いなど、行政上の必要性が高く、かつ事業全体を通じた収支が均衡しているか、又は採算を見込むことが難しい団体を位置付けます。

公益法人制度改革により、公益社団・財団法人に移行した団体は、市による必

要な支援等も検討しながら、引き続き市の施策推進のために連携を図ります。

③「経営健全化を推進する団体」には、悪化した経営の再建に取り組んでいる団体を位置付け、市による指導監督や支援を受けながら、引き続き経営健全化、安定化を図ります。

① 自立的経営を維持する団体

① (一財) さいたま市浦和地域医療センター

医師会や各種団体と連携して、休日・夜間急患診療所や訪問看護ステーションの運営などを行っており、特に休日・夜間急患診療所は、社会的要請が強く、公益性、市の施策との関連性ともに高い事業です。

事業面では引き続き市との連携を図りながらも、経常的に安定した収益があり、事業の採算性は高いことから、経営面では引き続き自立的経営を維持していきます。

② (社福) さいたま市社会福祉事業団

主に指定管理者として、市の多くの福祉施設を管理・運営していますが、民間事業者では困難と思われる対象者も受け入れるなど、市の福祉サービスを安定的に供給するセーフティネットとしての役割も担っており、公益性、市の施策との関連性が高い団体です。

市との連携を維持しつつ、引き続き経営の効率化を図りながら、更なる自立的経営基盤を確立するため、当該団体が策定した「さいたま市社会福祉事業団自立化推進計画」に基づき、市有施設の譲渡を含め、団体所有施設の取得などを検討していきます。

③ (一財) さいたま市都市整備公社

大宮情報文化センター（JACK大宮）のほか、駐車場、駐輪場（市有施設の指定管理を含む。）の管理運営などを行っており、良好な都市環境の確保などの点で公益性や市の施策との関連性があります。

これらの事業は、民間事業者と競合する収益的事業であり、事業の採算性は高いことから、引き続き自立的経営を維持していきます。

④ 北浦和ターミナルビル（株）

市街地再開発事業により建設された複合ビルの管理運営を行い、貸店舗、貸会議室、バスターミナル事業を行っています。バスターミナル事業は、ビルの周囲にバス駐車場を6ヶ所設置し、北浦和駅東口地域の交通渋滞の緩和

や歩行者の安全確保に寄与しています。

平成 24 年度から始まった入居テナントへの保証金返済や借入金の返済に留意する必要はあるものの、テナント事業の収益は安定しており、事業の採算性はあるため、引き続き自立的経営の維持に向け、収益の確保やコストの削減を図っていきます。

⑤ (一財) 埼玉水道サービス公社

さいたま市、越谷・松伏水道企業団、草加市の水道事業に係る電算業務や水道メーターの検針業務、コールセンター業務などを行っています。

民間事業者と競合する事業を実施しているため、新たな水道の知識、技術を習得して新規事業に参入し、収益力を強化するとともに、自主・自立に向けた経営基盤の安定化や将来的な株式会社への移行も検討していきます。

② 経営効率化を図る団体

⑥ (公財) さいたま市体育協会

市の各種スポーツ団体を取りまとめ、市と連携しながら、市民スポーツ振興の施策を展開しています。

本市は、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定し、生涯スポーツの振興やスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進しているところであり、市の施策との関連性、公益性ともに高い事業を実施していることから、市との関係を維持しつつ、経営の効率化を図っていきます。ただし、現在は、収入の多くを市からの補助金に依存しているため、経営の効率化と併せて、自主財源の拡大や新規事業の実施等についても積極的に取り組む必要があります。

⑦ (公財) さいたま市文化振興事業団

市の文化振興の一翼を担い、文化芸術に関する人材の育成、多様な鑑賞事業や市民参加型事業などを行っています。

「さいたま市文化芸術都市創造計画」(平成 26 年度施行予定)に基づき、文化芸術都市創造に向けた計画の主要な推進主体として、引き続き経営の効率化を図りながら、より質の高い文化芸術事業の実施に向け、企画・運営などの機能強化を図っていきます。

⑧ (社福) さいたま市社会福祉協議会

地域における地区社会福祉協議会を始めとした様々な保健福祉活動団体との協働や福祉ボランティア活動の推進などにより、地域福祉の推進を図っ

ています。

本市では、「市と一体となって地域福祉を進める団体」と位置付けており、手話通訳派遣事業や高齢・障害者権利擁護センターの委託などにより市の事業の一翼を担うとともに、市の様々な福祉施策と密接に連携した自主事業を展開していることから、市との関係を維持しつつ、経営の効率化を図っていきます。

① (公社) さいたま市シルバー人材センター

健康で働く意欲を持つ高齢者に対して、就業や社会奉仕等の地域社会参画への機会確保、提供を行っています。

高齢社会を迎える中、就業や社会奉仕等を通じて高齢者の生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与する公益性の高い事業を実施していることから、市との関係を維持しつつ、経営の効率化を図っていきますが、事業実績の減少に合わせて入会者も減少していることから、就業機会の確保など、センターの魅力向上に努めていきます。

② (公財) さいたま市産業創造財団

市の産業振興ビジョンを推進していく中核的な団体として、市内中小企業者や創業者を対象として経営相談や創業支援、融資さらには成長戦略への参加といった市の産業振興政策を積極的に実行するとともに、中小企業等の従業員の福利厚生サービスである勤労者福祉サービスセンター事業などを実施し、市の施策と密接に関係する公益性の高い事業を実施しています。

企業の支援には金融や経営などの高度な専門知識が必要であることから、職員の更なる人材育成に努め、サービス水準の向上を図っていきます。また、勤労者福祉サービスセンター事業においては、会員拡大や会費の増収により、市の財政支援の依存度を下げる必要があります。

③ (公社) さいたま観光国際協会

市及び周辺における観光振興、国内外からの観光客の誘致、コンベンションの誘致や開催支援、国際交流や国際協力の推進などを行っています。

平成 23 年度に (社) さいたま観光コンベンションビューローと (財) さいたま市国際交流協会が合併して誕生した団体であり、合併による経営の効率化や相乗効果などを発揮し、事業やサービスの水準を更に高めていく必要があります。

また、スポーツコミッションや国際交流センターの運営など、市の観光施策や国際化推進施策などと密接に関係する公益性の高い事業を実施してい

ることから、市からの指導、助言等や連絡調整を通じ、連携の強化を図る必要があります。

㊦ (公財) さいたま市公園緑地協会

主に指定管理者として、街区公園や無料公園など、市の多くの公園の管理・運営を行うとともに、公園文化の創造と展開、緑化推進などの取組を行っています。

公益法人としての特長を生かし、指定管理者となっている都市公園等において市民協働型の維持管理、運営を行っていますが、指定管理業務は、民間事業者と競合する事業であることから、職員の知識やスキル向上などによる質の高いサービスの提供を図るとともに、コスト削減などの経営の効率化を図る必要があります。

㊧ (一財) さいたま市土地区画整理協会

市における組合施行の土地区画整理事業のうち13組合から業務を受託し、当該組合と連携して事業を進めています。

公益法人制度改革に当たっては、土地区画整理事業の受益者が13の土地区画整理組合に限られることなどを理由に公益認定を受けることができませんでしたが、土地区画整理事業は市の施策との関連性が高いことから、引き続き市による必要な支援を行い、事業を推進していきます。

ただし、収入に占める市補助金の割合が高いことから、コスト削減などによる経営の効率化を図る必要があります。

③ 経営健全化を推進する団体

㊨ 与野都市開発(株)

北与野駅北口市街地再開発事業の一環として建設された再開発ビル「アルーサA・B館」の管理運営を行い、貸店舗事業などを行っています。

経営悪化により、平成22年度から市の出資や資金貸付などの支援による経営再建に取り組んでおり、引き続き市の指導監督の下で着実にその取組を進めています。

なお、ビルの管理運営は、民間事業者と競合する事業であり、一定の採算性が見込まれることから、経営が安定した後は、自立化を図っていきます。

㊩ 岩槻都市振興(株)

岩槻駅東口第1種市街地再開発事業として建設された再開発ビル「WATSU(ワッツ)」の管理運営を行い、貸店舗事業などを行っています。

経営が悪化したため、平成 21 年度から、R C C 企業再生スキームを活用するとともに、市の出資などによる支援を受け、経営再建に取り組んでいます。

引き続き市の指導監督の下で着実にその取組を進め、経営が安定した後は、自立化を図っていきます。

【参考】平成 25 年度に解散した団体

さいたま市土地開発公社

公共用地、公用地等の取得、管理等を行ってきた団体ですが、地価が右肩上がりに上昇する時代の終了とともに、有効性や役割が薄れたことから、市による公社保有地の買戻しなど解散に向けた準備を進め、平成 25 年 12 月に団体を解散しました。

4 方針に基づく取組

- (1) 各団体は、「3 外郭団体改革の課題を踏まえた取組方針」の各項目の内容に基づき、毎年度、取組計画を策定、実施し、計画実施後の検証を行うことにより、P D C A サイクルを確立し、進行管理を行うこととします。
- (2) 各団体の取組計画策定に当たっては、団体の設立目的や使命に基づいて事業を遂行する際の課題を次の 4 つの視点から抽出し、その解決に向けた方策を策定するとともに、取組結果を評価するための指標を設定します。

課題抽出の視点

- ① サービスなど業務の質の向上
待遇の改善や職員の専門知識の向上、業務改善による利用者満足度アップなど、各団体が使命、目的としている個々のサービスや業務の質を向上し、効果的に実施するための課題を抽出する視点。
- ② 業務運営の効率化
組織、人員体制や発注方法の見直しなどにより、従来よりも事務の円滑化やコストの削減など、効率的に業務を運営するための課題を抽出する視点。
- ③ 財務内容の改善
市からの補助金や委託料などへの依存度の引下げ、新たな収益源の確保など、団体の財務を健全化するための課題を抽出する視点。

④ その他業務運営に関する重要事項

上記の3つの点のいずれにも該当しないものの、団体の存続や事業の継続に当たって解決すべき課題を抽出するための視点。

(3) 各団体は、計画に基づいて改善等に取り組み、当該計画年度の翌年度にその実績を評価します。

(4) 評価結果は、市ホームページで公表します。

5 各団体の重点取組目標

本指針に基づく各団体における改善等の取組は、毎年度、取組計画を策定して実施することとしますが、取組が複数年度にわたる場合や特に重要な場合には、各団体が本指針の計画期間に重点的に取り組む目標として位置付けます。

各外郭団体の概要及び重点取組目標

(平成 26 年 1 月現在)

団体名	一般財団法人 さいたま市浦和地域医療センター			
設立年月日	昭和54年 1 月24日	代表者(職・名)	理事長 阿部 理一郎	
所在地	さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 18		電話番号	048-833-6901
資本金・基本金	30,000 千円	市出資・出捐金	30,000 千円	100.0%
所管部局	保健福祉局 保健部 地域医療課		電話番号	048 - 829 - 1292
設立目的	休日・夜間の救急診療所の運営によって救急医療体制の整備を図るとともに、高齢者及び難病患者等の家庭での療養生活を支援するため、訪問看護ステーションを運営する。			
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 休日・夜間急患診療所の運営、後方病院の確保に関する事業 ② 在宅当番医制度の推進及び助成に関する事業 ③ 訪問看護ステーションの管理運営事業 ④ 地域住民の健康、保健衛生に関する知識の普及、啓発、相談に関する事業 ⑤ その他目的を達成するために必要な事業 			
団体の方向性	自立的経営を維持する団体			
市が団体に求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の施策と連携を図りながら休日・夜間急患診療所を運営する。 ○ 引き続き自立的経営を維持する。 			

(重点取組目標)

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
休日・夜間等における救急医療の適正利用等の周知	→			
より適正な人員配置の検討	→			

団体名	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団			
設立年月日	平成13年8月1日	代表者（職・名）	理事長 渡邊 陽介	
所在地	さいたま市大宮区土手町1-213-1		電話番号	048-669-0033
資本金・基本金	19,100 千円	市出資・出捐金	19,100 千円	100.0%
所管部局	保健福祉局 福祉部 福祉総務課		電話番号	048-829-1253
設立目的	利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスの提供を図るとともに、利用者個人の尊厳を保持し、能力に応じた日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。			
主な事業	① 社会福祉施設等の経営 母子生活支援施設（2）、ケアハウス（1）、障害児通所支援事業（6）、 放課後児童クラブ（74）、児童センター（17）、老人デイサービス事業（2）、 老人福祉センター（10）、老人介護支援センター（1）、 障害福祉サービス事業（多機能型（7）・生活介護（2））、相談支援事業（1）、 身体障害者福祉センター（1）、介護老人保健施設（1）、老人憩いの家（10）等 ② 自主事業 居宅介護支援事業（1）、放課後児童クラブ（2）、障害児通所支援事業（1） ※（ ）は施設数			
団体の方向性	自立的経営を維持する団体			
市が団体に求める事項	○ 団体が策定した「さいたま市社会福祉事業団自立化推進計画」に基づき、更なる自立的経営基盤を確立する。			

（重点取組目標）

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
利用者満足度の向上	→			
施設間協働事業（コラボレーション事業）の展開	→			
自立的経営基盤の確立	→			
人員計画の策定	→			

団体名	一般財団法人 さいたま市都市整備公社			
設立年月日	昭和57年7月30日	代表者（職・名）	理事長 佐藤 英	
所在地	さいたま市大宮区錦町682-2		電話番号	048-645-4761
資本金・基本金	30,000 千円	市出資・出捐金	25,100 千円	83.7%
所管部局	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		電話番号	048-829-1443
設立目的	地方公共団体において必要とされる都市施設等の整備及び交通安全への取り組みを補完するため、都市環境の整備等及び駐車対策の推進を図り、良好な市街地の形成及び道路交通の円滑化により、地域社会の発展に寄与する。			
主な事業	① 地方公共団体等が施行する都市環境の整備、改善及び都市機能の向上に関する事業 ② 自動車駐車場及び自転車等駐車場の設置、管理運営に関する事業 ③ 施設の管理運営に関する事業 ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業			
団体の方向性	自立的経営を維持する団体			
市が団体に求める事項	○ 引き続き自立的経営を維持する。			

（重点取組目標）

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
施設管理の改善によるサービスの向上	→			
人事評価制度の構築	→			
業務上有効な資格取得の推進	→			

団体名	北浦和ターミナルビル株式会社			
設立年月日	昭和52年10月1日	代表者（職・名）	代表取締役 新井 逸夫	
所在地	さいたま市浦和区北浦和1-7-1		電話番号	048-814-2501
資本金・基本金	80,000 千円	市出資・出捐金	66,950 千円	83.7%
所管部局	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		電話番号	048-829-1443
設立目的	第一種市街地再開発事業により建設された複合ビルの管理運営を行う。			
主な事業	① 貸店舗、貸会議室及びバスターミナル事業の管理			
団体の方向性	自立的経営を維持する団体			
市が団体に求める事項	○ 引き続き自立的経営を維持する。			

（重点取組目標）

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
バスターミナル事業におけるバス事業者の負担見直し	→			
貸会議室の利用率向上	→			
大規模修繕への対応策の検討	→			
効率的な経営に資するコスト削減	→			

団体名	公益財団法人 さいたま市文化振興事業団			
設立年月日	昭和59年10月18日	代表者（職・名）	理事長 青木 康高	
所在地	さいたま市南区根岸 1-7-1		電話番号	048-866-3259
資本金・基本金	165,000 千円	市出資・出捐金	165,000 千円	100.0%
所管部局	市民・スポーツ文化局 スポーツ文化部 文化振興課		電話番号	048-829-1227
設立目的	芸術文化の振興を図り、市民文化の向上と地域コミュニティの推進を図るとともに、さいたま市が設置する施設の管理運営の受託を行い、もって市民の文化の向上と地域社会の発展に寄与する。			
主な事業	① 市民文化の向上と地域コミュニティの推進に関する事業 ② 文化団体等の育成に関する事業 ③ 文化事業の開催に関する事業 ④ さいたま市の各種文化行事に対する協力に関する事業 ⑤ さいたま市が設置した施設の管理運営の受託に関する事業 ⑥ 市民体育の向上に関する事業 ⑦ 勤労女性の生活向上に関する事業 ⑧ その他芸術文化の振興を図る目的を達成するために必要な事業			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	○ 「さいたま市文化芸術都市創造計画（平成25年度策定予定）」の主要な推進主体として、市の施策と連携した事業を展開する。 ○ 経営の更なる効率化を図る。 ○ 文化振興等に関する事業の企画、運営能力を強化する。			

（重点取組目標）

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
市内文化施設・コミュニティ施設で開催する自主事業における参加者の増加	→			
質の高い文化芸術事業の実施に向けた企画、運営能力の強化	→			
中期経営計画及び人員計画の策定	→			

団体名	公益社団法人 さいたま市シルバー人材センター			
設立年月日	昭和62年6月10日	代表者(職・名)	理事長 桶本 佳一	
所在地	さいたま市大宮区土手町1-213-1		電話番号	048-669-0303
資本金・基本金	0千円	市出資・出捐金	0千円	0.0%
所管部局	保健福祉局 福祉部 高齢福祉課		電話番号	048-829-1260
設立目的	高齢者の希望に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。			
主な事業	① 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供 ② 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施 ③ 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業 ④ 上記の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営 ⑤ その他センターの目的を達成するために必要な事業			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	<input type="checkbox"/> 就業機会の確保などにより、シルバー人材センターの魅力を向上させる。 <input type="checkbox"/> 経営の更なる効率化を図る。			

(重点取組目標)

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
会員の就業に対する質やスキルの向上	→			
会員数の増加	→			
自主事業比率の向上	→			
人員計画の策定	→			

団体名	公益財団法人 さいたま市産業創造財団			
設立年月日	平成16年3月18日	代表者（職・名）	理事長 山縣 秀司	
所在地	さいたま市中央区下落合5-4-3		電話番号	048-851-6696
資本金・基本金	200,000千円	市出資・出捐金	200,000千円	100.0%
所管部局	経済局 経済部 経済政策課		電話番号	048-829-1362
設立目的	さいたま市の特性を生かして、市内中小企業者、創業者等の支援を行うとともに、中小企業等に勤務する者の勤労者福祉向上を図ることにより、地域産業の振興及び豊かな市民生活の形成に寄与する。			
主な事業	① 中小企業者等の経営強化及び技術力向上に係る相談・診断・助言に関する事業 ② 創業及び新事業創出の促進に関する事業 ③ 中小企業等に必要な情報の収集及び提供に関する事業 ④ 人材育成に関する事業、就労支援に関する事業、産学官の交流に関する事業			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	○ 市の産業振興ビジョン推進の中核的な機関として、中小企業等を対象とする経営相談や創業支援、融資等を通じて、市の産業振興政策を積極的に実施する。 ○ 経営の更なる効率化を図る。			

（重点取組目標）

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
人事評価制度の構築				
勤労福祉サービスセンターの会員拡大				
中期経営計画及び人員計画の策定				

団体名	公益社団法人 さいたま観光国際協会		
設立年月日	平成3年3月26日	代表者（職・名）	会長 清水 志摩子
所在地	さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮3F		電話番号 048-647-8338
資本金・基本金	220,200 千円	市出資・出捐金	124,441 千円 56.5%
所管部局	経済局 観光政策部 観光政策課		電話番号 048-829-1365
設立目的	さいたま市及びその周辺地域における観光、コンベンション事業及び国際交流、国際協力事業の振興を図り、文化向上と、多文化共生の社会づくりを促進し、地域社会の発展とともに、国際化に資する。		
主な事業	① 内外観光客及びコンベンションの誘致促進、開催支援並びに広報宣伝 ② 観光及びコンベンションに関する調査研究並びに情報の収集・提供 ③ 観光及びコンベンション振興のためのイベント等の開催並びに観光・物産の開発・振興 ④ 国際交流事業、多文化共生事業 ⑤ 国際交流センター、観光案内所その他関連施設等の管理及び運営		
団体の方向性	経営効率化を図る団体		
市が団体に求める事項	○ スポーツコミッションや国際交流の推進など、市の施策と連携した事業を展開する。 ○ 合併による経営の効率化や相乗効果などを発揮し、事業やサービスの水準を更に高める。 ○ 経営の更なる効率化を図る。		

（重点取組目標）

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
観光事業の更なる充実	→			
スポーツコミッション事業の更なる充実	→			
コンベンション事業の更なる充実	→			
国際交流事業の更なる充実	→			
中期経営計画及び人員計画の策定	→			

団体名	公益財団法人 さいたま市公園緑地協会			
設立年月日	昭和56年4月3日	代表者(職・名)	理事長 井原 誠一郎	
所在地	さいたま市南区別所4-12-10		電話番号	048-836-5678
資本金・基本金	28,000 千円	市出資・出捐金	28,000 千円	100.0%
所管部局	都市局 都市計画部 都市公園課		電話番号	048-829-1420
設立目的	埼玉県内における都市公園等において良好な景観を維持し、市民が快適に利用できるよう運営することにより、公園等機能の増進と、公園文化の創造を推進するとともに都市緑化の普及啓発を行うことをもって、地域社会の健全な発展に寄与する。			
主な事業	① 公益目的事業 ○ 市民協働型の運営・管理・維持による利用促進及び公園機能の増進を図る事業 ○ 緑の基金の造成・管理・運用による都市緑化助成及び緑化推進事業 ○ 公園文化の創造と展開を目的とした都市公園等の広報及び調査・研究事業 ② その他の事業 ○ 遊具・用具の貸出及び販売、自動販売機の設置			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	○ 市民協働など、公益法人の特長を生かした公園の維持管理、運営を行う。 ○ 職員の知識やスキル向上などによる質の高いサービスの提供を図る。 ○ コスト削減など経営の更なる効率化を図る。			

(重点取組目標)

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
公園施設等における事故の防止、減少				→
公園利用者の増加に向けたPR				→
指定管理業務の継続的受託に向けた競争力の強化等				→
適正な事務執行を維持するためのチェックの強化				→
適正な事務執行を維持するための職員研修				→
中期経営計画及び人員計画の策定			→	

団体名	一般財団法人 さいたま市土地区画整理協会			
設立年月日	昭和47年4月1日	代表者（職・名）	理事長 渋谷 勉	
所在地	さいたま市中央区下落合2-18-6		電話番号	048-823-5220
資本金・基本金	10,000 千円	市出資・出捐金	10,000 千円	100.0%
所管部局	都市局 まちづくり推進部 区画整理支援課		電話番号	048-815-8725
設立目的	さいたま市における土地区画整理事業の発展と推進を図り、併せて都市計画事業を促進し、もって健全な市街地の造成に寄与する。			
主な事業	① 土地区画整理事業に関する受託 ② 土地区画整理事業に関する業務の指導			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	○ 受託している組合施行土地区画整理事業の早期完了を図る。 ○ コスト削減などによる経営の効率化を図る。			

（重点取組目標）

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
土地区画整理事業の着実な実施	—————▶			
コンプライアンスの強化	————▶			
工事検査体制の見直し	————▶			

団体名	与野都市開発株式会社			
設立年月日	平成元年11月1日	代表者（職・名）	代表取締役 山崎 直	
所在地	さいたま市中央区上落合2-3-3		電話番号	048-857-4411
資本金・基本金	500,000 千円	市出資・出捐金	500,000 千円	100.0%
所管部局	都市局 まちづくり推進部	まちづくり総務課	電話番号	048-829-1443
設立目的	地域の中心核として地域に貢献すべく、北与野駅北口市街地再開発事業の一環として建設された再開発ビルの管理、運営を行う。			
主な事業	① 再開発ビルの管理運営			
団体の方向性	経営健全化を推進する団体			
市が団体に求める事項	○ 着実に経営再建を進める。			

（重点取組目標）

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
着実な再生計画の実行				

団体名	岩槻都市振興株式会社			
設立年月日	平成6年11月10日	代表者(職・名)	代表取締役 新井 久雄	
所在地	さいたま市岩槻区本町3-1-1		電話番号	048-758-7300
資本金・基本金	500,000 千円	市出資・出捐金	500,000 千円	100.0%
所管部局	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		電話番号	048-829-1443
設立目的	岩槻駅東口第1種市街地再開発事業として建設された再開発ビル「WATSU（ワッツ）」が、岩槻区の表玄関として、更には岩槻区の商業シンボルゾーンとして将来長きにわたって繁栄し、都市としての活力を高める源泉となるよう、再開発ビルの適正な管理、運営を行う。			
主な事業	① ビルの管理業務 ② 店舗床、受託床の賃貸業務 ③ 商業活動業務 ④ 公共公益施設の管理業務			
団体の方向性	経営健全化を推進する団体			
市が団体に求める事項	○ 着実に経営再建を進める。			

(重点取組目標)

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
着実な再生計画の実行				

さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する指針

さいたま市 行財政改革推進本部

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048-829-1106 (直通)

F A X 048-829-1974

メール gyozaikai-kaikaku-suishin@city.saitama.lg.jp

ホームページ <http://www.city.saitama.jp/>

この冊子は150部作成し、1部当たりの印刷経費は、88円(概算)です。